五木村地域おこし協力隊募集要項

五木村は、熊本県南部の九州中央山地に位置する人口約1,000人の熊本県で最も人口の少ない村です。しかし、その歴史は古く旧石器時代の遺物や縄文時代の遺跡など古くから人々が生きてきた場所でもあります。

近年の社会情勢の変化は人口の流動性を高め、五木村でも人口減少が進んでいます。その結果、様々な活動に支障が出るようになってきており、中でも特に早急に対応しなければならない、次の活動に従事いただく方を１名募集します。

将来にわたりその分野で核となり、活躍いただける意欲のある方の応募をお待ちしております。

**１．活動内容、募集人員等**

**（１）地域文化の調査保存継承活動**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集背景 | 日本において歴史といえば水田のある地域の歴史が基本となってきました。それは米を作ることが日本人として当たり前という価値観を私たちに強いているのかもしれません。  しかし、日本の地形を見れば水田には適さない多くの山間地を含み、過去多くの人々が「日本人としては当たり前ではない」米を作らない生活を行っていたのではないでしょうか。その生活の記憶は戦後の生活様式の均一化により急速に失われています。  そこで五木村やその近隣自治体の山間地で人々がどのような生業で生きてきたのか、衣食住職を行う民具の収集調査保存活動を通じてそれらの「文化」を後世に引き継いでいきたいと考えています。 |
| 活動内容 | １．収蔵民具の分析保存業務  老朽化著しい保管場所にある民具の名称・取得場所・使用材料・使用方法を映像や動画によりデジタルデータにより記録整理し、それらの民具を五木村教育委員会と共同して永続的な保存場所に移動、保管する活動  ２．住民の聞き取り、新たな民具の収集分析保存業務  　九州山地をフィールドとした住民からの聞き取り調査、焼畑や山での生活に必要な民具の収集・記録（上記参照）・保存する活動  ３．五木村歴史文化交流館業務  　五木村歴史文化交流館の常設展小規模展示替えをデザイナーと上記の調査を踏まえ検討し、次年度をめどに取りまとめる活動、および施設の人員が不足する場合の来館者対応や企画展の企画運営する活動  ４．文化財保護関係の行政執行業務  　文化財保護業務の補助する活動 |
| 募集人員 | １名 |
| 募集対象 | 概ね２０歳以上の方。（性別は問いません）  ※その他の要件については「３．募集対象（共通事項）」を参照ください。 |
| 勤務地 | 五木村教育委員会・五木村歴史文化交流館ヒストリアテラス五木谷 |

**２．任用期間**

　令和７年６月１日～令和８年５月３１日（１年ごとの再度の任用により最大３年）

　※任用開始日からの着任が困難な場合は、応募用紙に着任可能日を記載してください。

**３．募集対象**

　(1)申込み時点で、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2）等（過疎地域等条件不利地域指定の

市町村以外(※3)）に居住し、採用後に住民票を五木村に異動し移住できる方。

(2)学芸員資格取得予定の方若しくは既に取得されている方で博物館や自治体博物館にて実務経験を有し、民具や古文書を学ぶ意欲のある方。

　(3)普通自動車運転免許を保有し、実際に運転できる方。

　(4)不規則（土日及び祝日）な活動に対応できる方。

　(5)パソコン（Word、Excelなど）の一般的な操作ができる方。

　(6)心身ともに健康で自ら課題を把握し、その解決にむけて努力できる方。

　(7)調査の成果を分析・評価し、学会や報告書などの形で定期的に発表する意欲のある方。

※1）三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を言う。

※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村を言う。

※3）過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村を言う。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

**４．雇用形態**

五木村の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員）として採用します。

**５．報酬**

　　　月額213,677円及び期末手当を支給します。

　　　◎活動期間中の村内の住宅費及び光熱水費は別途活動補助金として支給します。

**６．勤務時間等**

勤務時間は、午前8時30分から午後4時30分までを基本とします。

土日祝日に勤務する場合があるため、振替休日を設けます。

**７．待遇及び福利厚生等**

　(1)社会保険、雇用保険に加入します。

　(2)非常勤職員公務災害補償保険等に加入します。

　(3)任期中の村内の住宅費及び光熱水費については、活動補助金の対象とします。

　(4)活動用の公用車を使用できます。（通勤にも使用可。活動以外の私用では使用できません。）

　(5)活動に必要なパソコン等の機器については村が貸与します。

　(6)活動に必要な資格取得及び講習会に係る経費については、活動補助金の対象とします。

　(7)インターネット、ケーブルテレビ利用料、ＮＨＫ受信料は個人負担とします。

(8)その他、任用や活動補助金については、お問い合わせください。

**８．応募手続き**

　(1)応募期間

**令和７年３月２５日（火）から令和７年５月３０日（金）まで（必着）**

※応募期間中、多数の応募があった場合、期間途中で募集を終了する場合があります。

　(2)提出書類

　　　①応募用紙（村ＨＰでダウンロードしていただくか、役場までお問合せください。）

　　　②住民票

　　　③運転免許証の写し

　　　④その他自己ＰＲ資料等　※任意

上記書類を五木村役場ダム対策課地域振興係まで、郵送もしくは持参してください。

なお、応募用紙等はお返ししません。

　(3)応募先

〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲2672-7

五木村役場ダム対策課地域振興係

**９．選考方法**

　(1)第1次選考

　　　書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

　　　注）応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

　(2)第2次選考

　　　①第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。

※面接のために要する交通費等は自己負担となります。

※面接会場は、五木村役場を予定していますが、変更となる場合があります。

　　　②選考結果（最終）は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

**１０．その他**

　　　 不明な点や業務内容等に関しての詳細は、お問い合わせください。

●地域おこし協力隊に関すること（窓口）について

　　　　　ダム対策課　　担当：寺田

TEL：0966-37-2212　　　 E-mail：[y-terada@vill.itsuki.lg.jp](mailto:y-terada@vill.itsuki.lg.jp)